

福宗環境センターリサイクルプラザ破砕後スチール売却 (単価契約)

- 1) 1回あたりの搬出量は確約されたものではなく、プラントの運転状況により多寡が生じることがあるが、指定した時間（回数）に搬出すること

- 2) 搬出車両は製品の性状に応じて適正な車両を使用し、運搬中の飛散、落下防止等の対策を講じること。なお、適正な車両とは、ホッパーより自然落下により積込むため、最低でも10tダンプの深ボディータイプとすること
- 3) 必ず工場職員（委託職員）立会いのもと指示に従い、搬出すること
- 4) 搬出については、製品ごと（車両ごと）にリサイクルプラザ出口で計量を行い、計量伝票を取ることにすること

10. 補償事項

- 1) 本工場内で作業中及び輸送中に施設を損傷させた場合は、搬出者の負担と責任において直ちに復旧・修復を行うこと

11. その他

- 1) 搬出作業にあたっては、他の収集車や搬出車等の業務に支障がないようにすると共に荷物の落下や事故等がないよう十分に注意すること。
また、他の車両等との事故については、当事者間で解決すること
- 2) 不正を行なった場合、指定の日時に搬出できずリサイクルプラザの操業に著しく悪影響を与えた場合、指示した事項について改善される見込みがないと判断される場合は、本契約を解除できるものとする
- 3) 搬出数量が本仕様書の予定数量に達しない場合若しくは超過した場合においても、契約期間の満了をもって打ち切りとする
- 4) 支払いは、搬出数量を月締めで集計し、月ごとに処理する（翌月払い）
- 5) 履行期間中に市場価格の変動等を理由とする単価、期間の変更契約は原則として行わないものとする。また、履行不能届の提出があったものは指名停止を行うものとする
- 6) 本仕様書について疑義が生じた場合には、協議の上解決するものとする